

▼○副議長（島田三郎）▽ それでは、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

中島議員。

〔中島謙二議員登壇、拍手〕

▼○中島謙二議員▽ 自民党議員連盟の中島謙二でございます。ただいまより、2期目に入り初めての一般質問を行いますので、知事を始め執行部の真摯な御答弁をよろしくお願いをいたします。

まず、新エネルギー政策について伺います。

3月11日に発生した東日本大震災は、巨大地震や大津波に加え、東京電力福島第一原子力発電所の4基の原発が同時に全電源と冷却機能を喪失し、3基の圧力容器や格納容器の気密性が破れ、放射性物質が施設外に拡散した原子力発電史上初の重大事故であることは御承知のとおりであります。また、震災発生から既に3カ月を経過した今もなお事故収束の見通しが立たないまま、多数の住民が被災地で避難生活を強いられております。

一方、さきのG8主要国首脳会議、ドービルサミットでは、主要国間のエネルギー政策の違いが表面化し、福島第一原子力発電所の事故をきっかけに脱原発にかじを切ったドイツやイタリアに対し、世界で最も原発が多いアメリカと、原発が全発電量の約80%を占めるフランスなどは、原発増設方針を変えておりません。

では、日本はどうするのか、政府は2030年までに原子力発電の総電力に占める割合を50%以上にすることを目指したエネルギー基本計画を一たん白紙に戻し、原子力、化石燃料とともに太陽、風力、バイオマスなど再生可能エネルギーを基幹エネルギーの一つに加えることなど、自然エネルギーの実用化への挑戦と省エネの方針を打ち出しております。

そこで、新しい国のエネルギー政策に関して、現在どのような動きがあるのか、地域振興部長にお伺いいたします。

こういった動きの中で、5月21日には情報通信会社大手ソフトバンクの孫正義社長が、埼玉県など全国に10カ所程度の大規模太陽光発電所、メガソーラーの建設を検討していることが公表されております。そして、5月30日には7府県で構成される関西広域連合や、鳥取県を含む26道府県が参加を表明している自然エネルギー協議会に島根県が参加する方針を決定されたと聞いております。今後、7月上旬

には自然エネルギー協議会が発足し、今後は国に対し自然エネルギーの導入を促す動きが加速されるとされているところであります。

このようなこれまでの世の中の動きを見ておきますと、東日本大震災と福島第一原発事故の発生は、これまで原子力発電に頼ってきた我が国のエネルギー政策の見直しを迫り、原発の大幅な増設が見込めない状況にかじを切らざるを得ない中で、今まで別々に議論されてきたエネルギー政策と環境政策を統合した、持続的なエネルギー利用と供給のあり方をきちんと議論しなければならないという命題を突きつけたことになり、日本社会における大きな転換点となったと言えます。

そのような中、島根県は全国で唯一県庁所在地に原発を抱える県であり、このたびの福島第一原発事故は、我が県における原発の安全性について足元から見直しを迫るものであり、今後県として安全性確認を最優先するよう、国の原子力行政の慎重な対応を強く要望する一方、新たな戦略として自然エネルギーの利用と供給のあり方を議論し、みずから自然エネルギー政策を強く推し進めていく姿勢をアピールすることは、本県のイメージアップにつながり、そこに住む県民の安心と誇りを醸成し、本県の発展に寄与するものと思われまます。

そこで、県では自然エネルギー協議会への参加方針決定に当たり、メガソーラー誘致を県内市町村と別途協議し、検討されると聞いておりますが、その後の検討の状況はいかがでしょうか。県として具体的な建設候補地を検討されているのか、お伺いいたします。

続いて、総合特別区域、いわゆる総合特区について伺います。

昨年6月に国においては、新成長戦略を実現するための政策課題解決の突破口として総合特区制度を創設することとし、ことし1月に工程表が示されたところであります。このたびの総合特区制度は、平成14年当時の小泉内閣において進められた構造改革特区制度が、規制緩和のみを目的とした特区制度であったのに対し、規制緩和と税制、財政、金融などの支援措置をパッケージにした特区制度として、地域ごとにオーダーメイドで規制緩和ができるものと聞いております。また、この総合特区制度には2つのパターンがあり、全国で5カ所程度認定される見込みの国際戦略総合特区と、もう一つは、地域資源

を最大限活用した地域活性化の取り組みよる地域力の向上を目指す地域活性化総合特区があると聞いております。

この総合特区制度については、昨年の7月から9月にかけて地方公共団体、民間企業などから提案を募集され、その後内閣府で823億円の総合特区推進調整費を概算要求されたところ、民主党政権による11月の事業仕分けで、積算根拠不明として予算計上見送りになり、結果として大幅な制度見直しが行われ、151億円と大幅に縮小された予算案が計上されたようですが、今後総合特区制度はどのようなスケジュールで進められるのか、また総合特区に指定された場合どのようなメリットがあるのか、あわせてお伺いいたします。

さて、今回の大震災で改めて考えさせられたことは、東北、北関東の広範囲に被害が及び、幾世代も暮らしてきたふるさとの家族、生活、自然景観など人々の心のよりどころが失われたということです。住民には根強い土地への愛着があります。また、職住密着の暮らしを考えますと、地域資源を最大限生かし、また産業の活性化による豊かな地域づくりを進めることが、県民にとって住みよい島根を築いていくために必要な方策であると考えております。

その意味で、本県を顧みますと、自然豊かな本県において西部の益田市、津和野町、吉賀町の1市2町で構成される石西地区を貫く高津川は、豊かな山林や水田、耕作地帯を抜け、日本海に注いでおります。また、平成19年、20年と2年連続で一級河川の水質日本一に輝くという栄誉をいただき、全国からその自然の豊かさに対外的な注目が集まっているところではありますが、翻って水質が良好であることは、すなわち高津川流域において過去から現在に至るまでの間、森、里、海の連環による循環型社会を形成してきたあかしと言えるのではないのでしょうか。

そして今、公共依存度の高い産業構造から農林水産業、製造業、観光業などの活性化による産業構造への転換が急務とされる本県において、流域における広域的連携と産業間の連携のキーワードとなる高津川を基軸とし、豊かな地域資源を生かした循環型産業の発展を目指す動きが石西地区で起こっております。さきの総合特区制度についても、同地区から

森里海連環「高津川流域ふるさと構想」が提出され、島根県の総合特区提案プロジェクトとして国に提案されていると聞いております。

この1市2町ではSEA TO SUMMITを開催し、もともと流域構想が存在していたところに、このたびの総合特区制度が創設されるということで、まさに地域資源を活用した取り組みの必然性があり、既に地域主体の協議会を設置するだけの本気度があふれていると言えます。

もともと高津川流域は県内でも有数の森林面積を有し、また畜産業も県内有数の規模を誇る地区であります。さらに、ダムのない一級河川で、全国に認められた清流がある高津川のクリーンなイメージを戦略的に利用して、萩・石見空港利用促進や農作物残渣を含め林地残材や家畜排せつ物など、地域で発生するバイオマス資源による発電を進めることが有用だと考えております。

例えば、益田地区国営総合農地開発事業地、通称益田開パイの丘陵地帯でバイオマス資源による発電を行い、区域内で利用することによって循環型農業地域のイメージアップを図ることが可能となり、開パイの活用対策に一定の効果が見込めるのではないかと期待しております。また、総合特区による規制緩和により、清流高津川流域にさんさんと照り注ぐ太陽光を利用し、メガソーラーの建設を行うことも、益田開パイの有効利用につながるのではないかと考えております。

このように、循環型農業地帯の拠点となり得る農業団地であり、またメガソーラー建設の候補地となり得る高津川流域の益田開パイにおいて、総合特区規制緩和によりどのような新エネルギー利用の可能性があるのか、知事のお考えをお聞かせください。

次に、高津川アユの種苗生産、育成について伺います。

現在、島根県においてはアユの種苗生産、中間育成、放流事業を高津川漁協及び江川漁協が行っております。平成18年3月に策定されたしまねの鮎づくりプランにより、地場産種苗の江川、高津川漁協による県内供給体制の確保などの取り組みにより、平成18年には6万尾にすぎなかった地場産種苗が、平成22年には286万尾と50倍近くふえ、中でも高津川漁協のアユは100%地場産種苗を生産するに至っております。また、流下仔魚数も平成20年以降順調に増加し、平成22年には29億尾にまで回復しております。

す。

そもそも高津川は、一級河川の中でも珍しくダムがなく、貯水されることがないため、常に新鮮で豊かな水量をたたえ、たびたび増水することで川底を一掃し、清流が保たれております。アユは川底の石につくコケを削り取るようにして食べ成長するため、全国でも屈指の水質を誇る清流が保たれている高津川では、良質のコケが発生し、香り高いアユが産出されると高い評価を受けております。このように、高津川のアユは今や島根県を代表するブランドとして、築地市場など世界最大級の市場においても高い評価を受け、料亭などへの新規販路開拓を進めております。

しかしながら、高津川漁協は平成22年度に建設された川本町因原の中間育成施設に比べ地下水温が低く、ボイラー設備による水温管理など多額の経費がかかることが大きな負担となっております。さらに、近年の重油価格上昇により、水温管理のために必要なボイラー設備に係る経費がコスト高となり、100%地場産種苗を生産するにも費用負担が厳しくのしかかる状態となっております。

このように江川と高津川の水温差による経費負担で、漁協の経営が圧迫される現状にあります。現状においては島根県にとって多少コストがかかっても、県内のアユ生産、中間育成のため高津川漁協の中間育成施設が必要と考えております。

また、販売促進によるブランド化を進めるためにも、県全体での安定供給は欠かせない課題であり、重要な資源の現状把握と、今後のアユ種苗における安定生産が求められると思っております。県としてアユの安定生産を図るため、今後どのように取り組んでいられるのか、また燃料高騰が見込まれる場合の対策として、アユの生産、中間育成等に係る燃油について、今後セーフティーネットを導入する必要があると考えますが、県はどのように考えられるのか、お伺いいたします。

次に、歯科保健対策についてお尋ねいたします。

近年、歯と口腔の健康と全身の健康との関連について多くの科学的根拠が出されているように、歯と口腔の健康づくりは、糖尿病などの生活習慣病など全身の健康の保持増進に密接に関係していると言われております。また、食育を推進する上でも、さらには県民が健康で質の高い生活を営むためには、歯と口腔の健康保持増進は非常に重要であります。

したがって、子どもからお年寄りまですべての県民が生涯を通じ歯科保健の複合的、一体的な推進を図られるように、昨年島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例が議員提案で上程され、県議会全会一致で可決され、3月2日に公布施行されております。この条例の第1条には、歯と口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の予防、食育の推進等に果たす役割の重要性にかんがみ、80歳で20本以上の歯を保つことを目指した8020運動の意義を踏まえて、島根県における歯と口腔の健康づくりに関し基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の増進に寄与すると目的が定められております。

このような理念に基づき、県は昨年度県民の歯科保健実態調査を行っていますが、まずその調査の結果の概要についてお尋ねいたします。

さて、近年、先ほども述べましたように、歯と口腔の健康と全身の健康との関連について、多くの科学的な根拠が出されているように、歯と口腔の健康づくりは、全身の健康の保持増進に密接に関係していることを十分理解し、しっかりと取り組む必要があります。特に、歯周病になりますとサイトカインと呼ばれる炎症性物質が体内で産生されます。こうしたサイトカインは、糖尿病管理に重要なホルモンであるインシュリンの働きを妨害することが知られており、歯周病を予防管理することによってこの炎症性物質の産生が抑えられ、血糖値がコントロールできると言われております。

また、肺炎予防のため口腔ケアが大切であることは周知の事実であり、さきの東日本大震災でも避難所に避難されている方々の肺炎予防に、こうした口腔ケアの重要性が確認されたところであります。

このように健康長寿日本一を目指す本県では、歯と口腔の健康づくりは大変重要なことであり、私はがん対策と同じように島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例制定を機に、歯科保健対策が充実されることを切に願っているわけであり。特に、今後一層の歯科保健対策の推進を図るためには、市町村の取り組みが肝要であり、市町村との密接な連携が必要であると考えております。

そこで、昨年島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例に基づき行われた歯科保健の実態調査結

果を受けて、県としてどのように対策を進めようとしておられるのか、お伺いいたします。

最後に、結婚問題についてお尋ねいたします。

この6月1日に厚生労働省は人口動態統計を発表し、女性1人が生涯に出産する子どもの推定人数を示す2010年、平成22年合計特殊出生率は全国が1.39、島根県は1.63と、全国では前年に比べ0.02ポイント、島根県では0.08ポイント上昇したと発表しております。これは35歳以上や第2子以降の出産が増加したためと分析しておりますが、一方で出生率は上昇に転じたものの、少子化傾向は今後も続くと思われるとしておりますが、島根県は少子化についてどのように分析しておられるのか、お伺いいたします。

また、内閣府が5月に公表した結婚・家族形成に関する調査によりますと、未婚者で恋人なし、交際経験なしの合計は約6割、63.7%であり、この割合は都会より地方で高くなっており、未婚者のうち86%は将来結婚したいとしております。その中で、今まで結婚していない理由としては、適当な人にめぐり合わないからとする回答が56.4%で最も高くなっており、島根県が平成20年に行ったアンケートでも同じような結果となっております。

この結果の大きな要因として、かつては男女交際が余り活発ではないものの、ある程度の年齢となると職場の上司や親戚などによるあっせんにより出会いの機会があったように思いますが、現在は余りそのような機会がないことが考えられます。さらに、今は男女が交際する機会はふえたけれども、もてる人ともてない人の二極化しているなどの影響があるとも指摘されております。

また、同報告書では、交際するに当たってどのように声をかけてよいかわからない、恋愛交際の進め方がわからないなど、異性とのコミュニケーションに関する不安が多いとされております。また、自分から積極的にアプローチしない男性が7割との民間のアンケート結果もあります。

こうした状況からしますと、地域や職場などでの偶然の出会いを待っている、若者はなかなか結婚できないのではないかと考えられます。さらに、昨年は出雲で結婚相談に関する詐欺事件も摘発されるなど、自治体が行う出会いイベントには安心感があるとの声も聞いておりますので、県を含め自治体ももっと積極的に少子化対策としての結婚対策に取り

組むべきと考えております。

そのような中、島根県は今年度、島根はっぴいこーでいねーたー、愛称はぴこ事業や、しまね●縁結び市町村●交付金などで未婚の男女の出会いの場の創出を行うとしておられます。私としては、出会いイベントも必要で効果はあるとは思いますが、コミュニケーションがうまくとれない若者が多いことから考えますと、昔ながらの見合い方式であるはっぴいこーでいねーたーによるあっせんがより効果があるのではないかと考えております。特に、親戚や職場の上司による紹介がほとんど期待できない中においては、この事業には大いに期待しているところであります。

そこで、島根はっぴいこーでいねーたー事業の具体的な内容、現状及び今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたし、私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

▼○副議長（島田三郎）▽ 溝口知事。

〔溝口知事登壇〕

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 中島議員の御質問にお答え申し上げます。

最初は、ソフトバンクが5月26日に発表されましたメガソーラー計画についてであります。

このメガソーラー計画は、7月初旬に発足いたします自然エネルギー協議会において進められるわけであり、県もこの自然エネルギー協議会に参加をするということで発表を既にしておるところでございます。

このソーラー計画は、発電規模が2万キロワットクラス、建設コストが80億円ぐらい、敷地は50ヘクタール規模で、建設候補地は地元が用意をするというようなことであります。ただ、それ以上詳しいことはまだまだはっきりしないんですけども、報道等によりますと、建設のコストの大部分はソフトバンクがお出しになると。地元は土地の提供、それも無償になるのか、そういう報道もありますか、あるいは固定資産税などは減免をするとか、いろんなことも言われておりますけども、はっきりしない状況ではあります。しかし、こういうものが自然エネルギーの活用にとりまして世の中の動きをリードする可能性も多いわけでありまして、我々もこの計画に参加をするを含め、情報を収集するとか、そういうこともありますから、参加を決めておるわけであり、

そこで、そういう土地があるのか、そして希望される市町村があるのか、非公式な照会はしております。現時点でこの計画への参加希望あるいは適当な土地の有無等につきまして照会をし、回答が来ております。正式に市町の上層部に上がってきてるもの、そうでないもの、いろいろかと思いますが、とりあえず関心とか土地があるとか、そういう市町としては6市町があるようであります。またソフトバンク等から詳しい情報が入りましたら市町村に提供するとともに、県としても適切な対応をしていきたいというふうに考えておるところであります。

2番目の私への質問は、益田におきます国営農地開発地における新エネルギー利用の可能性についての質問であります。

御指摘のように、益田圏域の1市2町におきましては、共同で高津川流域ふるさと構想という名称のもとに、総合特区の申請準備を進めておられるわけです。その構想の中では、小水力やバイオマスなどの自然エネルギーの利用促進も主要テーマの一つとされておるようであります。

他方、議員はこの益田地区の国営農地開発地、開パイとこう略して言っておりますけれども、開パイをバイオマスを活用した発電あるいは大規模な太陽光発電、今ソフトバンクが進めようとしている、そういうものも活用できるのではないかという示唆がありますが、その場合に国営農地でありますから、いろんな法的な規制があるわけですね。そういうものがどういうふうにクリアされるかという問題はあります。例えば、国営で開発された農地でありますので、通常の場合は農地以外の転用は不可でありますけれども、そういうものが外れるのかとか、あるいは土地改良法では国営の農地に関連して造成された施設、道路等の処分についてもいろんな制限がありますから、そういうものがどうなるかという問題があります。それとの関連では、国は総合特区法案を提出し、情報によりますと、本日参議院で可決をされ成立をしたということのようではありますが、この法案には特区の運用については細かいところまでは規定をされてないわけです。特区制度によりましてどのようなものが規制緩和の対象になるのか、どのような支援措置が受けられるのか、そういうものにつきましては区域が指定された後、国と地方で設置する協議会の中で協議をされるということ

になっております。したがって、現時点ではそうした規制がどの程度、どのように解除されるのか、緩和されるのか不確定であります。

そういう意味におきまして、県内にもいろいろありますが、開パイの場所がメガソーラーとして活用できるか否かについてははっきりいたしません、私どももいたしましてもよく動向をフォローしまして、必要な情報を関係の市町に提供してまいりたいというふうに考えておるところであります。以上であります。

▼○副議長（島田三郎）▽ 藤原政策企画局長。

〔藤原政策企画局長登壇〕

▼○政策企画局長（藤原孝行）▽ 総合特区に指定された場合のメリットとスケジュールについてお答えします。

まず、メリットについては、地域を限定した規制緩和に加え、財政、税制、金融上の支援措置を受けることが可能とされています。国が示した制度概要によれば、財政上の支援措置については、各省庁の予算が重点的に活用された上でなお不足する場合には、151億円の総合特区推進調整費により機動的に補完することとされております。調整費は1地区当たり年間5億円を上限とし、最長3年交付となっております。

税制上の支援措置については、計画に基づく事業を行う中小企業に対し、個人が出資した場合に所得税の控除が認められます。金融上の支援措置については、企業が事業を実施するに当たり貸し付けを受けた場合、利子補給されることとなっております。これらの措置を活用して地域資源が最大限引き出され、地域課題の解決を図ることが可能とされています。

次に、スケジュールについてですが、先ほど知事が申しあげましたように、総合特別区域法案は本日可決成立しました。今後、総合特区の指定に係る基本方針が1カ月程度のパブリックコメントの後、決定される見込みです。その後、地方公共団体等が総合特区の指定を申請することとなりますが、申請後、指定まで2カ月ないし3カ月を要すると想定されております。

さらに、この特区指定の後、国と地方の協議会において規制の特例措置等の協議を行い、内閣総理大臣が総合特別区域計画として認定することとなっております。これにより先ほど述べたメリットを受け

ることが可能となります。

▼○副議長（島田三郎）▽ 今岡地域振興部長。

〔今岡地域振興部長登壇〕

▼○地域振興部長（今岡輝夫）▽ 私からは、新しい国のエネルギー政策に関する動きについてお答えをいたします。

今回の東日本大震災からの復興と経済の再生を目的とした政策推進指針というものが、5月17日に閣議決定されたところでございます。その中で、新たなエネルギー戦略については、内閣官房に設ける新成長戦略実現会議で検討することとされたところでございます。これを受けまして、6月7日に開催されました新成長戦略実現会議におきましては、新戦略を2つに分けて、まず短期的には東日本大震災で明らかになった電力不足の克服や安全対策の強化に、いま一つとしては中長期的に安全、安定供給、効率、環境の各要請にこたえるエネルギーシステムの構築についてでありますけれども、これらについて年内に中間的な整理を行い、来年中を目途に革新的エネルギー環境戦略としてまとめることとされております。これが最近の動きであります。

▼○副議長（島田三郎）▽ 布野健康福祉部長。

〔布野健康福祉部長登壇〕

▼○健康福祉部長（布野典男）▽ 私のほうから、歯科保健対策と結婚問題について4点お答えいたします。

初めに、歯科保健の実態調査とその対策についてです。

昨年、歯と口腔の健康に関する課題を明らかにし、歯科保健対策の充実を図ること目的に、県内の歯科医療機関や市町村の歯科健診を受診された20歳以上の方2万7,000人余りを対象に、歯科保健の実態調査を行ったところであります。

その結果として何点か申し上げますと、1点目は、60歳以上の方と比較をいたしまして、60歳未満の方が歯科受診が少ないということ、次に25歳から34歳までの受診者の約5割が歯周病になっていること、また糖尿病がある人や喫煙しておられる方は、それぞれそうでない人と比較しまして残存歯数、これは歯の残っている数でございますが、これが少ないこと、また8020を達成しておられる方は約4,200人のうち33.4%で、平成21年に厚生労働省が行った全国の調査の結果でございますが、これが26.8%でありました。これより高い値であったも

の、1人当たりの平均の残存歯数は14.2本でありました。

これらのことを踏まえ、県では今年度、住民、歯科医師会、市町村、事業所などと連携をいたしまして、歯と口腔の健康づくり計画を策定するとともに、歯科保健指導マニュアルを作成し、県民運動として進めていくこととしております。健康づくりは、住民に身近な市町村が地域の特性に応じて取り組むことが効果的であり、県は歯科保健指導マニュアルを活用し、市町村が主体的に取り組めるよう支援してまいります。

次に、少子化の状況であります。

先般、厚生労働省の公表による平成22年の人口動態統計の概況では、島根県の合計特殊出生率は全国2位となり、出生数は5,756人で、前年に比べ155人ふえたところですが、これは昭和46年から49年生まれのいわゆる団塊ジュニアを含む35歳以上の母親から生まれた子どもが128人ふえたことが大きな要因と思われませんが、出生数自体は過去4番目に低い水準でございます。団塊ジュニアに続く世代が少なく、未婚化、晩婚化の傾向にあるため、出生数は今後減少傾向が想定され、少子化の状況が続くと思われま

す。

次に、島根はっぴいこーでいねーた一事業の現状と今後の取り組みでございます。

この事業は、ボランティアで結婚を望む独身の男女から相談を受けて、出会いのきっかけづくりを行う方々を島根はっぴいこーでいねーた一、愛称ははぴこと呼んでおるわけでございますが、このはぴことして登録し、その活動を支援するものであります。その活動内容は、研修や情報交換会の開催、また松江、浜田など5地域で月1回ははぴこが集まって直接相談を受ける交流サロンを行っております。

現在、はぴこの登録者数は100名であります。地域別には、出雲地域に57名、石見地域には30名、隠岐地域には13名となっております。この事業は平成19年度から開始し、平成22年12月末までの活動実績の累計でございますが、相談件数が2,652件、紹介件数が1,929件、交際に至った件数が386件、婚姻数が48件となっております。

現時点で、はぴこの登録者やサロンの開催場所が出雲地域で多く、相談件数も約8割を占めており、そういう状況でございますので、相談者のニーズにこたえていくためには、はぴこの数はまだまだ不足

しておる状況でございます。今後はびこを県下全域でふやしたいと考えております。

また、相談件数におきましても、ここ2年間は年間500件程度で、制度の周知が必要であることから、市町村と連携して、はびこ事業の広報に努めてまいります。以上です。

▼○副議長（島田三郎）▽ 原農林水産部長。

〔原農林水産部長登壇〕

▼○農林水産部長（原仁史）▽ アユの種苗生産育成についての御質問にお答えいたします。

島根県では平成18年にしまねの鮎づくりプランを策定しまして、冷水病に強く遺伝子の保全にも配慮した島根県産アユの種苗放流と、天然遡上の増大を目指した各種取り組みを実施してきております。島根県内で放流されているアユの種苗は400から500万尾で、うち島根県産アユの占める割合は、平成17年に0.2%であったものが平成23年には80%となり、島根県産アユは確実に増加してきております。

アユの種苗生産は江川漁協と高津川漁協で行われておりまして、近年県による技術指導を強化しているところでございます。平成22年度には江川漁協の中間育成施設も整備されまして、安定的な種苗生産体制が整いつつあります。今後は江川漁協の種苗生産状況を注視しながら、種苗の生産供給体制につきまして、県内の各内水面漁協と積極的に協議をしてまいります。

そういった中で、今後高津川漁協におきまして、燃油等を含め経費の上昇が漁協の経営を圧迫するようでありましたら、全体のコストを抑えるような方策などにつつまして、漁協のほうとよく相談してまいりたいと考えております。